（道路運送車両法施行令の一部改正）

第三条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を削る。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二十八号中「平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第六項」を「第六項」に、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号。以下「旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」という。）第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構並びに」に改める。

第九条の二第百六十六号中「平成二十六年独法整備法」を「旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所（平成二十六年独法整備法」に改め、「除く」の下に「。）を含む」を加える。

第九条の四第百十一号を次のように改める。

百十一　旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所（旧独立行政法人放射線医学総合研究所法第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所を含む。）

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十四　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十九　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

七　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第一号

（都市計画法施行令の一部改正）

第七条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中第三十号を第三十一号とし、第二十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

（文化財保護法施行令及び環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「国立研究開発法人理化学研究所」の下に「、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」を加える。

一　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第一条

二　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）第一号

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第九条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第八号中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法」に、「第十八条」を「第二十条」に改める。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第九条」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十一条」に改める。

別表第二国立研究開発法人放射線医学総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十七条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計

（電波法施行令の一部改正）

第十一条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構